

第 7 次八戸市総合計画 策定方針

1 策定に当たって

八戸市は、昭和 46（1971）年度に市政運営の指針となる総合計画を定めて以降、時代の変化に対応するため、数次にわたり計画を策定し着実に推進することによって、まちの基礎を築き上げてきた。近年では、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災からの迅速な復旧と創造的復興、平成 29（2017）年 1 月の中核市への移行による市民サービスの向上のほか、同年 3 月に近隣町村と形成した連携中枢都市圏など広域的な連携にも取り組み、北東北の中核都市として市勢を発展させてきたところである。

しかし、昨今、人口減少・少子高齢化に加え、首都圏への人口一極集中の加速や、第 4 次産業革命等による Society5.0^(※) の到来、出入国管理及び難民認定法の改正等による国際化の進展等によって、地域を取り巻く環境が急激に変わり始めている。

まさに今が八戸の将来を左右する分水嶺であり、このような局面にこそ、豊かな未来を想像し、その実現を固く信じ、進取の精神により AI や IoT 等の革新技術を活用しながら、協働のまちづくりの理念の下、地域が一体となって良質なまちづくりを推進し、市民福祉の向上を図っていく必要がある。

このようなことから、人口減少下においても将来に希望を持ち、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現するとともに、創造的復興を更に発展させるためのマスタープランとして、次により令和 3（2021）年度を初年度とする新たな総合計画を策定する。

※Society5.0…IoT、ロボット、人工知能（AI）等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細かくに対応したモノやサービスを提供し、経済発展と社会的課題の解決を両立する“新たな社会”

2 次期総合計画の概要

(1) 名 称

- 第 7 次八戸市総合計画

(2) 計画期間

- 令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間

※高齢者人口（65 歳以上の人口）がピークを迎える令和 22（2040）年度頃までの長期的な将来展望を持ちつつ、令和 12（2030）年度頃実現すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けて、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの直近 5 年間で推進する政策及び施策を定める。

(3) 構 造

- 市民にとって分かりやすく、明快な計画とするため、計画の構造については、第 6 次八戸市総合計画と同様に一層（基本構想＋基本計画）とする。

(4) 基本コンセプト

- 地域が一体となってまちづくりを推進するため、分かりやすい計画にする。
- 将来都市像の実現に向けて、EBPM（証拠に基づく政策立案）を実践し、実効性のある計画にする。
- 地域特性を生かした独創性のある計画にする。
- 環境の変化に対して柔軟に運用できる計画にする。
- 全ての行政計画の最上位計画として、「市政運営の基幹的機能」を担う。

(5) 策定体制

- 各分野の有識者及び公募委員で構成する策定委員会が市と協働しながら計画案を作成する。
- 計画案の策定主体は策定委員会とし、市は策定委員会の求めに応じて、必要な資料等を提供するとともに、協働のための体制を整える。
- 計画の策定状況について、市のホームページや広報等により広く市民に周知を図るとともに、市民の声を反映させるため、市民アンケート、市民ワークショップ、各種団体との意見交換会、市議会からの意見聴取、地域シンクタンクである八戸市都市研究検討会からの提案、パブリックコメントなど、計画づくりへの積極的な市民参加を図る。

(6) 策定スケジュール

- 策定期間を令和元（2019）年度から令和2（2020）年度の2年間とし、策定委員会は令和2（2020）年8月を目途に計画案を取りまとめ、市長に提出する。
- 市は策定委員会による案を審議後、市議会に提案し、市議会による議決をもって完成とする。

<参考>

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例
(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 市長は、総合計画（総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき施策を定めた計画をいう。）の策定、変更又は廃止については、議会の議決を経なければならない。